

東地申第1号

11月5日 第1回交渉—その6

「JR東労組東京地本第35回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ

組合 労働組合に所属する社員を社員会に入会させない等の差別が行われているが、会社が関与すべきではない。労働組合に所属することで入会できない規約はあるのか答えるべきだ。

会社 会社が関与することではない。

組合 渋谷駅では社員会への入会の説得が分任室で行われていた。分任室は金銭を取り扱う場所であり、指定された人以外は立ち入ることはできないはずだ。明らかに職場規律を乱していると言えるが、会社の認識と見解を答えるべきだ。

会社 どのような背景なのか分からないので、この場でどうこう言えない。

会社として調査し、回答を求める!

具体的な事象をもって議論してきたが、事実関係の認識が合わず議論が進んでいない。会社はあらかじめ用意してあった回答を述べているだけであり、誠実交渉義務違反だ!

組合 会社は社員を平等に扱うべきだ。組合が指摘したことは言った側のみの調査で、非組合員の場合は言われた側も聞いているのが現実だ。

会社 組合は誠実交渉義務違反と言うが、会社は不誠実だと思っていない。指摘された人を調べて話している。

組合 三河島駅で退職を迎えた組合員の最後の勤務の日に、点呼であいさつも静かに退職していった。会社は組合所属によって差別はないと主張するが、社会常識からかけ離れた職場実態で非常に残念だ。

会社 職場によって色々である。退職者に対しての決まりはなく、これが良いということはない。

第1項の議論で確認し指摘した点

1. 会社は、組合所属による差別・区別については行わない。
具体的には評価・異動・試験の合否・エルダーの異動・職場での様々な行事等の参加について差別・区別を行わない。そもそも組合所属は把握もしない。理由は会社として必要ないからだ。
2. 組合が示した内容は、会社として把握していないし聞いていない。見解についても述べようがないと述べている。特に上位職が脱退届を渡していることを3月以降指摘してきたが、会社として聞いていないし把握していないということは信用できない。把握できないのであれば問題だ。
3. 組合が指摘したことについては、会社はほとんど把握していないとし、具体的に示せば調査するとの前提の議論は一致する。指摘された言動は今後行わない。理由は法令に抵触するからだ。
4. 組合は、会社の調査の仕方や言動が発生していること自体に問題があると指摘する。
言った側のみの調査に基づき「不当労働行為の意思はない」の見解は「動機がなければ犯罪ではない」の認識だ。5点の事実確認は、これ以上議論が深まらない。会社は「職場秩序上、問題にならない」と言っていたことは重大な問題だ。分かりやすい具体的な事象を事前に指摘してきたが、労使議論の場で問題意識が一致しないことは非常に残念なことであり、緊急申し入れを行う。
5. 事実関係については労使で認識がズレないように個別事象と裏付けを紹介し、会社として撲滅の立場にたって議論していかないと前に進むことはできない。組合は過去に発生したことも到底認めることはできない。しっかりと経営責任を求めていく。

確認!

指摘!

組合は事実関係を把握した上で示しているのに、会社として事実を示す必要がある。第1項の議論を行ってきたが、労使で合意形成するための義務を果たしていない!

誠実交渉義務違反を通告!

不当労働行為を放置することは、企業として法令違反に反した倫理観を逸脱している行為であり、これが蔓延すると経営・働く人も疲弊し破綻する危機感があるので緊急申し入れを行う。議論の場の設定を要請する!

第1項は対立で終了

第2回交渉の
開催日時は未定です